

令和6年（2024年）第4回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程 第2号

日時 令和6年（2024年）12月12日（木曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 一般質問

8番 狩野 正雄 議員

3番 金子 孝伸 議員

4番 青砥 敏一 議員

5番 山口 優子 議員

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（10人）

1番 佐々木康人議員

2番 黒井 敦志議員

3番 金子 孝伸議員

4番 青砥 敏一議員

5番 山口 優子議員

7番 川染 洋議員

8番 狩野 正雄議員

9番 安藤 幹夫議員

10番 清水 浩徳議員

11番 上嶋 和志議員

4 欠席議員（1人）

6番 畑 久雄議員

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜井 知己

教育委員会教育長 渡辺 雅人

代表監査委員 野村 英雄

農業委員会会長 菊池 輝夫

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長	松本新吾
総務課長兼会計管理者	武者正人
総務課財政担当課長	高瀬俊一
総務課主幹（消防署長）	桑折琢也
企画課長	草野礼行
町民課長	高井宏行
子育て支援課長	米澤裕恵
農業振興課長	城石賢一
保健福祉課長	富樫靖
商工観光課長	大西亮一
建設水道課長	大上朋亮
ジオパーク推進課長	萩生田訓考
瓜幕支所長	早川昌映
国民健康保険病院事務長	渡辺弘樹
総務課総務係長	最上佐緒里
総務課財政係長	鎌田弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長	宇井直樹
学校教育課主幹	天野健治
社会教育課長	平山宏照

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	津川修
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	東原孝博
書記	川瀬直美

令和6年（2024年）12月12日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（上嶋和志）

これから本日の会議を開きます。

ここで佐藤裕之保健福祉課主幹が欠席する旨の届け出がありました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程1

一般質問

○議長（上嶋和志）

○議長（上嶋和志）

日程1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので順次発言を許します。

8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

鹿追町観光の中心エリアである然別湖周辺では、ホテル福原の休止や町へ譲渡された旧山田温泉や旧北電寮が老朽化して廃屋状態になっております。

この状態では美しい自然景観を期待して訪れる観光客にとって、然別湖のイメージダウンとなり観光地としての魅力が損なわれております。このエリアに限らず観光価値を向上させるための議論や行動が求められます。

早期に再生プロジェクトを立ち上げ「明日の日本を支える観光ビジョン」を基に景観改善のマスタープランが必要と考えます。環境省は「国立公園満喫プロジェクト」という政策を進め、各観光地域で課題となっている廃屋ホテルなどの施設を撤去し、（例 川湯温泉、天人峡温泉）新たな事業者を募集して国立公園の再生を実施しています。

1、環境省の国立公園再生プロジェクト政策に応募して、廃屋状態となっている旧山田温泉施設の解体撤去と北岸キャンプ場を含めた周辺整備を進めるなど、景観と観光地としての魅力を高める考えは。

2、本町観光の魅力を向上させるマスタープランを作成し、持続可能な観光地域を構築すべきでは。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

狩野議員からは、「旧山田温泉施設はどうするのか」と題しまして、2点御質問をいただ

きましたので、順次お答えさせていただきます。

「旧山田温泉」につきましては、昭和6年（1917年）に山田角太氏が当該地での温泉の権利を譲受され、昭和8年（1919年）に開業したことに始まり、昭和51年（1976年）にホテル福原に経営移譲を経て、鹿追町が平成29年（2017年）にその所有権を引き継ぎ、施設を管理しているところであります。

町では、所有権移譲後、宿泊施設としての段階的な再開を目指し、専任の臨時職員を配置し事務手続きを進め、崩れてしまった壁や天井の補修作業で施設の改修・維持を進めてまいりました。

本格的な再開に向けては、今後も改修等に多額な経費を要すること、再開後も道道85号線の冬季閉鎖に伴い5月から半年程度の営業期間における管理人、調理人などの人材確保や、高騰する人件費や施設維持・運営経費などが課題となっており、事業を進められない状況にあります。

また、旧山田温泉再開の課題と並行して、然別湖全体では休業ホテルの再開も課題となっております。町としては、旧山田温泉の課題も重要であると考えますが、まずは湖畔エリアの課題を優先的に進めてまいりたいと考えております。

その上で、狩野議員から第1回定例会の一般質問でこの内容について御質問をいただき進捗状況等を答弁させていただきましたが、その後の進捗状況について御説明いたします。

町では、継続的に施設譲渡希望事業者と協議を続けており、事業者からは非常に前向きな説明を受けております。協議の場には、林野庁十勝西部森林管理署東大雪支署、環境省上士幌管理官事務所、十勝総合振興局建設管理部といった関係機関も同席し、再開へ向けての課題を一つずつ解決しながら進めておりますが、現段階では、事業者名や計画内容の詳細な説明は差し控えさせていただき、然るべき時期がきましたら、町議会並びに町民の皆様へ報告させていただきたいと考えております。

その上で、御質問の2点についてそれぞれお答えします。

まず、1点目の「景観と観光地としての、魅力を高める考えは」についてお答えします。

旧山田温泉の解体と北岸キャンプ場を含めた周辺整備についてであります。北海道内におけるホテル廃屋の解体や再建の先進事例として、弟子屈町川湯温泉や上川町層雲峡温泉、東川町天人峡温泉などがあります。

環境省の国立公園満喫プロジェクト事業は、平成13年度（2001年度）から始まり全国8国立公園が先行地域として事業展開しており、現在は先進地域の事例に基づき他の国立

公園への横展開へと事業を拡大しております。

町としても国立公園第1種特別地域に指定されている旧山田温泉を含む然別湖北岸エリアの魅力向上は貴重な財産であり、その必要性は認識しておりますが、前述のとおり然別湖畔エリアの復興を最優先課題と捉えていますので、今しばらく時間をいただきたいと思っています。

なお、同エリアの魅力向上に際しては、環境省の国立公園関連事業や観光庁のインバウンド・観光対策事業など国の補助制度の活用を念頭にしておりますので、引き続き関係機関からの情報収集、情報共有などを進めてまいります。

次に、2点目の「観光の魅力を向上させるマスタープランの作成」についてお答えします。

町の観光施策は、最上位計画である「第7期鹿追町総合計画」に登載し、その内容は、観光事業者の方々に各級会議体の委員に就任いただき、議論をいただきながら観光事業の骨組みを定める基本計画、いわゆるマスタープランを策定しております。

また、総合計画では重点プロジェクトとして「国立公園エリアの活用推進及び誘客施策の展開」を、第3期鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「収益性が高く、安定して持続できる観光サービスの振興を図る」とし、これらの計画・戦略を具体的に進めるため、鹿追町観光協会や町内観光事業者とも連携を密に取りながら、観光施策を進めているところであります。

今後も、関係者の皆様方と協議をしながら、持続可能な観光地域の構築を目指してまいります。

特に、旧山田温泉を含む然別湖北岸エリアの魅力向上を図るためには、同エリアの施設等再整備および利用者増加への運営方法を検討する必要があると認識しておりますが、前述のとおり今は然別湖湖畔の課題解決を最優先に進めているところであります。

今後、然別湖畔の見通しがたった場合、同エリアの課題解決に向けた考え方を整理し、必要に応じて基本計画を策定してまいりたいと考えております。

その際には、観光協会や観光事業者、然別湖畔での事業者の皆様方からのご意見をいただきながら、持続可能な観光地域の構築を目指してまいります。

然別湖を含む周辺エリアは、古くから鹿追町の観光振興の中心であり、町が推進する環境施策上においても重要な役割を果たすエリアであると認識しております。

議員御質問のようにこのエリアの魅力向上、そして持続可能な観光地域づくりは重要で

あり、町としても多くの方々が然別湖エリアを訪れ、賑わいのある場所となるよう引き続き観光施策を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

山田温泉、今の答弁にありましたように、相当古いです。90年、100年近い開業してからあるということ。然別湖の改めて地域の持つ力というものを認識する。

今回、山田温泉、然別湖の観光地を高めるために多くの方が努力されたことを、改めて今回調べて分かりました。山田温泉の歴史が非常に今もありますように山田角太さんという方が始められて、この方は同時にイワナの養殖を手がけているという記録があります。

観光事業とともに、将来の産業振興の種を作っていたという方です。さらには、大雪山国立公園の指定から90年になります。この十勝川のエリア東大雪という地域は、林豊州さんという方が非常に尽力された。十勝毎日新聞社の創業者ということになっておりますが、林豊州が頑張ってくれた。

然別湖を含む東大雪エリアも、大雪山国立公園に入っております。

さらには、今度44回目の開催となる冬のイベントしかりべつ湖コタンがずっと続けてきました。

山田温泉の施設が町に寄贈され、ホテル福原が休館し、この十数年で然別湖周辺の状況も様変わりしております。いろんなことを調べる中で、こんなことを思い出しました。過去にはこのような取り組みがあったことを紹介します。

25、26年前と思うのですが、然別湖を会場に未来の観光地や観光資源の活用をテーマにしたシンポジウムが開かれておりました。私も聴講した1人であります。

そのシンポジストには、イギリスの出身である作家のCWニコルさんがいました。

また、アイヌ民族の国会議員として有名な萱野茂さんの声もありました。さらには、中標津から獣医師で写真家の竹田津実さんもシンポジストでした。

ニコルさんは、然別湖や周辺のこの山々は世界に誇る美しさや力を持っている。

この景観を市街地からこれだけ離れている箇所を守れてきた貴重なものだとそこに気がついてくれというような話をされたことを覚えております。

さらには、萱野茂さんがこんなこと言われました。アイヌ民族というのは、自然とともに生きてきた人たちだ。そこでしかりべつ湖コタンを作っていること。コタンというのは、アイヌ語で村ということ意味だそうです。

その場所にカムイノミという儀式をやっているということは自然に感謝を続けてほしい。そういうものを取り入れていくことに素晴らしいことをやっているなという評価。

それから竹田津実さんは、然別湖周辺にはナキウサギなど貴重な動植物が存在している。希少種を守る努力をこれからもずっと続けてほしいことが必要だ。

それぞれのシンポジストの立場から示唆をいただきました。

これは私の日記帳に書いてあったのですが、今年、帯広美術館に星野道夫さんの写真展があり、友人と見に行きました。星野道雄さんは、北極海においてシロクマに襲われて死去した方です。亡くなった方ですが、素晴らしい作品、素晴らしい映像を残された方でした。その遺作展を亡くなった1年か2年後にしかりべつ湖コタンの冬のあの寒さの中で展示したことです。これは画期的だなと私は思いました。

その頃、私もコタンの建設に携わって、すごいことをやるなということを感じておりました。このようなエピソードを紹介するわけですが、過去には然別湖という観光地をこの魅力や自然経過をどのようにして伝えるかということについて、みんなで知恵を出し合い、行動していたと思います。

このような知恵を出すことが過去には行われていた。新型コロナウイルスにて世界的な行動制限がなくなった中で、国の観光政策も変わってきています。

このときに鹿追町というのはこういった過去にみんなで考えて行動した歴史があるけど、町長なんか考えておられますか。まずその点お聞きします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたしたいと思います。

大雪山国立公園の指定から今年90年ということで、当時のこの然別湖地域をこの国立公園の中に編入するためにいろいろ御尽力された方々のお話、あるいは山田温泉の関係等それから25年前くらい前に行われたシンポジウム等々のお話もいただきました。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、町の観光のあり方については、町の総合計画等々、いろんな角度から検討もしています。

そこで課題については、湖畔のことから当然ですけれども、御指摘をいただいている山田温泉の課題等ももちろんございます。

そういった中で、この湖畔を中心としたこの自然といかに開発を調和させていくか当然、国の環境省の考え方もただ守るだけではなく、自然と共生をしながら活用していくというのはそういう方針になっておりますので、それに基づくのが様々な国の施策、国立公園満喫プロジェクト等をはじめとするそういう国の後押しではないかと思っているところであります。

そういった中で山田温泉の問題についてあそこの地域は御存知のとおり、第一種の非常に規制が厳しい地域でございます。あそこの施設を一旦撤去してしまうと再開、建てることができませんので、現状としてはそう多くのお金をかけられないので、まずは当面保全するという対応をさせていただいて、できれば再開ということでいろいろ検討したところですけども、先ほどお答えしたとおりのような課題があるということで、現状その後の整備が進んでいないというのが実態であります。

そういった状況ですので、これについては然別湖湖畔の課題のほうが少しずつ進んでおりますので、それらの進捗状況と合わせて、湖畔との取り組みとの関連も私はあると正直思っています。事業者の方とはそういったことも含めてお話もさせていただいております。

ただ事業者さんもまず湖畔のことが優先ということでございますので、これは進捗状況を見ながら、しっかりと進めていきたいと思っております。

観光全体の考え方について、先ほど御紹介していただいたようなそういうシンポジウム等々の取り組みももちろん重要なことだと思っておりますので、それらについてはこの今の町が抱えている課題の進捗状況も見ながら、必要に応じてそういう取り組みを行っていくということはもちろん必要なことであると思っておりますし、検討に値するお話だと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

山田温泉、金かけろということは決して言いません。言っていません。それでも既に福原から譲渡されるときに、屋根の修理とか何かで確か1,600万ぐらいかけて、雨漏りを直したような記憶ある。

だから、現状今まであるので持続可能な観光振興というものを、いろんなアイデアを

試してみることもできるのではないかと。時流の変化を捉える視点というのをすごく必要になる。チェックしてみたらいろいろある。一つは写真見たのですが、湖に向かって進んでいく線路の写真見たらすごい幻想的でそこに行ってみたいって言うことで、そこを目指してくる人がいるそうです。

さらに最近では、弁天島に上陸して参拝するプランがありました。これ面白いなと思いました。弁天島は滋賀県の琵琶湖かな、その御神体を分霊して、弁天島に祭った由緒正しいお社です。

これに新しい人にパワースポットにできないかと私は勝手に思っている。パワースポットなるだけの力があるのでは。雨乞いの儀式をし、そこから生まれた白蛇姫の物語だとか、そういう歴史と物語を結びつけた。そういうものが出来上がってしまう。

さらには、最近ではヒルクライム、自転車で上がっていく。さらに十勝八の字型にコースにしているサイクリングロードとして、自転車愛好者にも注目されております。

帯広信金の来年度のカレンダーには、東雲湖は取り上げられています。東雲湖は非常にいい響きの湖ですけども、これも秘境なのです。秘境のマニアがここを訪れたい。観光の素材として生かしていけるのではないかと思います。

しかりべつ湖コタンも 44 回続けてきたというのはそれだけの力があつた。

最初は水の上に露天風呂を置くなんていう発想は不可能と思って、それやってすごい人気が出た。そういうものは力を持っているから続けられてきたのじゃないかと思います。

だから何でも見たくなる、行ってみたくなる観光地、そういう施設に維持したりする努力をヒントに生かしてやることだと思います。

観光地は施設がきちんと整備されたり管理されたり、それから景観を維持していることが、大きな条件である。福原山荘に毎年好評の時期に訪れてくる人がいらっしゃって話したことがあります。毎年、この紅葉を見るのが楽しみだ。それで来ているのですよという話をされている。

さらには、9月ですけども 90 人の団体にジオパークのパークゴルフ場に 2 日間、9月に 90 人が恵庭から来てプレーしている。

このパークゴルフ場、世界一ですねということを言っていた。素晴らしく管理されて景観もいいです。利用者から高いこのパークゴルフ場であっても、高い評価を受けて、観光とそれからそれを楽しみにしてくれる人がいるということは、町長のところにも伺いましたよっていうその代表の方が言いました。

来年も来ることがみんな楽しみなんだということを、口々に言っていました。そういう観光客の高い評価は、リピーターが口コミやSNSで発信している。

ですから、そういうことを本当に自分たちがその価値を持つ力を、もっと認識すべきでないか。

山田温泉をこのことについては町長からも今説明ありましたが、管理のあり方や活用策、それから町全体の観光や施設をどうやって維持管理していくか。磨きをかけるか。何かプランがありましたら、ぜひお答えください。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

今いろいろ狩野議員がおっしゃった然別湖を中心とした魅力、評価をしていただける方、たくさんいらっしゃることは大変ありがたいことだと思います。

それはとりも直さずに、この然別湖町の観光に関係する方がそれぞれその魅力を発信していただいたり、当然それは町や町の観光協会だけがやることではなくて、そういう事業者いろんな民間の方がいろんな発想で取り組んでいただいていることがたくさんあったり当然町でも観光行政については、当然必要な支援を行ったり町が直接行っていることもたくさんございます。

近年では、先ほどパワースポットの話もありましたが、湖底線路の写真が非常にSNS等で話題になってたくさんの方が訪れていただいたり、それからナキウサギを見に来る方がたくさんいらっしゃっていらっしゃったりとか、そういったことで町が何も考えもなくやっているように狩野議員の質問を受けるとそういう印象を持つのですけれども、これは町全体でいろいろ取り組んでいるということを一つ御理解をいただきたいと思います。

あと山田温泉の施設については、私はピカピカな施設にして再開したいと思っているのではなくて、もう少し手を入れないと、当然、給排水等の課題があるので、現状ではもっともお金をかけないとあそこを再開することができません。

そういったことも含めて、町の力だけでやろうとは現状でも考えておりませんので、それはいろんな角度で民間の方であそこを活用していただける方がいれば、それは当然なんだかんだ町が全部やりたいと私は思っていないので、そういう御協力をいただきながらやっていきたいと思っています。これは当然、相手の然別湖畔の件についても相手のあることであります。

あるいは国立公園等の規制があり、動植物生態系の配慮も当然必要なことでありますので、そういったことを総合的に考えながら、今全体の調整を進めております。

これはどうしても今日言って明日出来る課題ではありません。ホテルの休業になってから、時間は経っておりますけども着実に進んでおりますし、必ずや今の取り組みを成功させて、景観が大事なのはもちろんそうです。

ですから、まず然別湖畔の課題をしっかりと解決していくことが最優先課題だと思っています。それから北電寮のお話もありましたけども、あの場所についても同様な利活用にかちっと進めるとした場合には、そこも相当なお金をかけて、やはり課題となるのは給排水等の問題であります。

あの施設についても、国立公園計画等の関連もありますので非常に難しい問題もあります。施設についても、非常にいい場所にあつて、何とか活用したいということで過去に民間の方からの提案もいろいろあつたのですがなかなか実現に至らなかったという経緯もあります。

そういった様々な課題がありますけれどもこれをやればこうなるという単純なことでもないで、まずは最初お答えしたとおり、一つ一つまず湖畔の問題からしっかり整理をしていって、その中で山田温泉、あるいは旧北電寮々のことも合わせて進めていくのが大切ではないかと思っていますところでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

8番、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

いろいろこれから考えてみるという町長の答弁だったのですが、委員会でこの間先進地域を視察してきました。本町、観光の今後をどうするかというテーマでしたけども、然別湖をエリアと平場と呼ばれる市街地とこの周辺を分けて考えてみる必要もあるのではないかと思います。十勝川温泉、川湯温泉、それから天人峡、層雲峡温泉などは市街地から離れている。

川湯温泉は弟子屈町からだいぶ遠い。先ほど、CWニコルさんの話も紹介しましたが、この自然が保たれているというのは、市街地から離れていたからだということに気づきやすいよということを言われたのですが、川湯温泉、十勝川温泉それぞれの地域から知恵を出し合って取り組んでいる。課題を地域の人たちが考えて、マスタープランを作成している。その中でその地域が独自に官公庁の指定を受けた観光地づくりの法人がその中心を

担っている。

いっそのこと、鹿追町もそういった観光地づくり法人を考えてみても、研究してもいいのかなと思います。

もちろん町は観光協会ともう連携は当然必要ですけども、これからの産業振興、観光振興の戦略として研究してみてもいいのではないかな。

そうすることによって、官公庁のアドバイスとか、環境省の応援でそういうものを撤去し、事業が前に進む可能性が出てくるのはと私は勝手に思っているのですが、そういった観光地域づくり法人をこの地域でもやってみる考えはあるかどうか、それを聞きます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

観光地域づくり法人がいわゆるDMOであります。そういった取り組みがある国内にもあるということは承知をしているところであります。一番やっぱり課題となるのは、当然法人を立ち上げれば、経費がかかります。

きちんと運営できる経費を確保できていけるのか。そういったことがやっぱり一番課題になるかと思います。DMOについてはおそらく観光協会等々の中でも、当然、観光関係者の中では当然議論されていることだと思います。

そういった組織、そういう仕組みがあればいいと思いますけれども、いろんなその設置した場合の経費の問題、課題等々はきちんと考えていく必要があるのではないかなと思っています。次第であります。

観光全体のあり方は、先ほどもお話をさせていただいたとおり、総合計画あるいは重点プロジェクト等で位置づけている部分もありますので、その重点プロジェクトの取り組みを進めるとともに、まち全体の観光のあり方も含めてしっかりと検討していく。

そういう体制に私はあると思っておりますので、法人等の設立については、それは引き続き検討をしてまいりたいと思います。

○議長（上嶋和志）

8番、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

町長から検討する、研究するという回答でしたので終わります。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

3番、金子孝伸議員。

○3番（金子孝伸）

議長の許可を得ましたので、私から一般質問通告書のとおりしたいと思います。

表題は戦略的な情報収集管理と広報広聴の役割についての見解としております。

過去から今に至るまで、鹿追町は様々な媒体を通じて町民、観光客、企業等に情報提供を行ってきました。全ての職員が意識を持ち、SNS等を活用した情報発信に努めてきたことも既知の事実です。私は議員になってから、先進地視察を経験させていただきました。

「子育てしやすい町」と宣言している自治体にもいくつか訪問し、その施策を見聞しましたが、鹿追町が進めている「子育て支援」「教育環境」「サポート」は他に劣っていない、むしろ先進していると認識しました。しかし、このことが町民はもとより町外の方々にも効果的に伝わっていないのではと感じています。では、伝わらないことの要因は何なのでしょうか。

情報管理（収集と発信）には、以下があると私は考えます。

1、各課で情報を分散して抱えるのではなく、情報担当課であらゆる情報を統括し、その情報の最大効果を狙った発信をする「戦略的情報管理」

2、イベント案内や緊急時の情報発信のように即時性を求められる情報発信「PR型情報管理」

この1にあたる「戦略的情報管理」の脆弱さが鹿追町の魅力が伝わらない要因なのではないでしょうか。町が一番に伝えたい事を適時広く伝えることこそ、我が町に必要な情報発信の姿ではないでしょうか。町長に以下について伺います。

1、鹿追町の今後の情報管理（情報収集と情報発信）の重要性について

2、鹿追町の推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）に情報収集と発信の取組は含まれているのか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

金子議員からは、「戦略的な情報収集、管理と広報広聴の役割についての見解」と題しまして、2点の御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきます。

近年、情報に対するニーズの変化や技術革新が進み、情報を発信・受信する手段も多様化・複雑化しております。

一方で、少子高齢化などによる人口減少や、場所や時間に捕らわれない多様な働き方など、社会の有り様はさまざまに変化しております。

こうした状況の中、人材や労働力、財源の確保など地域間競争が激化し、「訪れてみたい町」「暮らしてみたい町」「住み続けたい町」として選んでいただけるように、戦略的かつ計画的に情報発信を行うことが、持続可能なまちづくりを進めていくうえで、今後ますます重要であると認識しているところです。

本町ではこれまでも、ホームページや防災無線、広報誌に加え各種SNSなどにより情報を配信してまいりましたが、令和3年（2021年）8月からスタートしました複数メディアに同時配信する「鹿追お知らせメール」では11月末の登録者数が1,938名となり、町内外を含め多くの方に好評を得ていると認識をしているところであります。

また、町民の皆さまの御意見を伺う機会としては、「やまびこメール」、「地域マネージャー制度」、「ふれあいトーク」など、誰もが参加し意見交換ができる環境づくりに努めております。

さて、1点目の「鹿追町の今後の情報管理（情報収集と情報発信）の重要性」についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、一つ目には「町が1番に伝えたいことを適時広く伝えること」、二つ目には「受信者側がどのような情報を望んでいるかを把握し、多岐にわたるニーズの中から、どの情報を優先的に発信するか」は、情報を受け取る側の満足度や安心感の向上につながり、重要な視点であると認識しております。

また、SNSやアプリを活用することで町民をはじめ、観光客、移住希望者が必要とする情報をタイムリーに発信することができ、これまでは情報が行き渡りにくかった層や緊急時にもすぐに情報を届けることができるなど、さまざまなメリットがあることから、今後も工夫を重ねながら積極的に活用してまいります。

次に、2点目の「鹿追町の推進するDX（デジタルトランスフォーメーション）に情報収集と発信の取組は含まれているのか」についてお答えいたします。

DXは行政サービスの効率化や住民サービスの向上を図り、住民参加の促進や地域の持続可能な発展を支援し、地域社会全体の生活の質を向上させることを目指すものであると認識しております。

その中でも広報DXは、デジタル技術を活用し、積極的かつ戦略的な広報活動と目的に合った適切なデジタルツールを活用することが求められております。

現在、町民に身近なデジタルサービスとして「お知らせメール」により情報発信を行っておりますが、本年度、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、配信メディアのひとつでありますLINEの更なる機能強化を進めているところです。

公式ホームページにつきましては、リニューアルを行ってから約8年が経過しており、現在、鹿追町DX推進本部のワーキンググループにおいて、情報のわかり易さ、デザインや機能、SNS連携、導入費及びランニングコスト等の調査・研究を行っているところです。

また、職員間の情報共有につきましては、従前、電話やメール、書面などにより行っておりましたが、令和4年度（2022年度）に導入した自治体専用のチャットツール「Log oチャット」で、職員間の情報共有のスピードは大きく改善され、さらに会議日程の調整負担が軽減されるなど、組織内連絡手段として大いに効果を感じているところです。

昨今の社会情勢などの変化により、情報発信や収集の方法が多様化し、受信側のニーズもますます多岐に渡っております。

まずは、何よりも「正確な情報を的確にわかりやすく伝えること」が重要であり、その上で、「誰に、どのような情報を、いつ伝えるか」など目的を明確にし、伝える情報の質が疎かにならないよう今後とも努めてまいります。

また、現在取り組んでおりますDXにつきましても、外部人材の視点なども取り入れた体制により、情報管理が更に向上するよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。

金子議員。

○議員（金子孝伸）

御答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まずは、町長の答弁の中で訪れてみたい町、暮らしてみたい町、住み続けたい町として選んでいただけるように、戦略的かつ計画的に情報発信を行うことが重要だというお答えをいただきました。まさにそのとおりだと思います。

そのために何が鹿追町にとって、最も効果的な発信であるか、見極める力、つまり情報

の取捨選択と優先順位をつける能力が不可欠だと思います。現状の体制で、その機能を十分果たせるものかどうかという点につきましては、若干の不安を感じているのが正直なところでございます。

現在、鹿追町のいろんな取り組みを知らせる手段としていろいろな先ほど答弁の中にあったシステムの話はありましたが、システムのことをソフトとも言いますが、人の考え方、仕事の進め方というものがとても重要な点になるかと思います。

この広報に関しては、例えば例を挙げますと、鹿追町の庁舎前に掲げている垂れ幕、シカソンの垂れ幕が掲げられていたと思います。このシカソンというのはワーケーションの鹿追町独自の呼称だだと思います。こちらのほうは誰に伝えたいということなのかというのを僕は見るたびに感じています。

ワーケーションというのは、鹿追の町民が鹿追で働いて、鹿追の自然の中で心を癒すだとかそういったことも望んでいるわけではなく、首都圏ですとか、そういったところの人々が仕事を、こういう自然の豊かなところ、鳥のさえずりを聞きながら仕事をしながら、ストレスフリーなかたちで仕事を進めていくということが目的であるのであれば、これは首都圏に対しての広報というのが必要ではないかと思います。

では垂れ幕、どういうものが鹿追に必要なのかというものを考えたときに、先ほど先進地事例を言いましたが、子育てというものは、鹿追町は絶対、他の町に負けてないと思っています。

そういうものを、何て言うのでしょうか大々的に打ち出すような、前面に打ち出すような垂れ幕で町民にアピールする、町としてこういうことをやっているんだよということを町民に知らせて、町民が今度はうちの町はこういう子育てにすごい力を入れているんだよというロコミで管内に広めていく。

その管内に広まったものが、またさらに他の方に、外に向かって広まっていくということが広報の本当の重要な役割ではないかと感じています。

そこで改めて町長に伺います。

先ほど言ったように、情報というものは、それぞれが持っていては、力が足りない、弱くなってしまうっていうのがあるので、集約的な情報管理をする。そういった戦略広報的広報戦略部門というような部門を設置する、もしくは既存の組織の改編をしてそういった機能を持たせるという考えはありますでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

はい、お答えをいたしたいと思います。

広報、広報情報発信、全てSNSだとか、インターネットだけではなくて、アナログ的な先ほどの垂れ幕の話もそうかもしれませんけども、そういった二つの側面があると思っています。

直接、町民と対話する場面、議会の皆さんも取り組んでいただいていますけども、そういったことも御意見を聞く場でもあるし、議会としての取り組みを町民の皆様を知っていただく機会、これはいろんな情報収集発信の一つであると思っています。

そういったことで御指摘をいただいたとおり、それらのアナログ、あえてアナログ的と申し上げますけども、そういった取り組みの大切さ、そして、どうしてもこういう組織の中にいると当たり前だと思っていることが、実は非常に取り組みとして価値の高いもの、評価の高いものがあるというのも、やはりそれは外の事例と比べてみて気がつくことそれは我々、我々もあることだなと思っています。

情報管理というか発信の集約化ということについては、そういうシステムのなものと合わせて、最後はやっぱり人だと思っています。集約していくということになれば、きちっと人材を確保というか、もちろん誰でもいいということにはなりませんので、やっぱりしっかりとした人材を確保し、進めていくのが、やはり、やるとすればそういう体制でなければいけないと思います。

今、いろいろ国の制度、支援策もありますので、これについては十分検討に値すると私も感じておりますので、内部で協議をして、情報発信のあり方しっかりと検討させていただきたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分とします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。

○議員（金子孝伸）

答弁ありがとうございました。これからお話するのは私の一つの考えとして受け止めていただければと思います。

過去、議員、いや役場職員全員が広報行動を意識するべきという意見もあり、その意見に従い皆さんも努力して広報してきたかと思います。先ほど湖底線路の話もありましたが、そちらの広報、SNSを使ったそういった広報もその一環の結果かと思っております。私はそれを否定するわけではありません。

ただ、時の変化もあり、今必要なのは、職員皆さんが、住民が何を求めているかというニーズ、そういった情報を収集する力、これを広報ではなくて、広聴マンとして、かつ、その情報を先ほど私のほうからちょっと提案させていただきました。

情報管理担当の方々へ、適切な情報提供者としての姿が本来今求められている。あるべき姿ではないかというのが私の考えであります。各職員がそれぞれの立場で個別に情報発信を行うことは、今、町として統一した戦略的メッセージをするにおいては、そのメッセージの強さを薄めてしまう可能性もあろうかと思います。

情報を制するものは、全ての仕事において大変大きな役割を持っていると改めて思っています。町長以下、役場職員が真剣に限られた財源の中、最大効率を考えて施策を進めているのですから、戦略的情報管理、情報発信のもと、適切に情報行き届けさせ、各方面から鹿追町は良い町だと感じていただけることを切にお願い、そのためには、私もいち町民いち議員として、この重要な取り組みに対して全面的に協力させていただく所存であります。

しつこいようですが、最後に町長のお考えを聞いて私の質問とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

様々な角度からのお話、御指摘をいただきましたありがとうございます。

情報管理とか情報発信、私も長く役所にいましたので本当にすごいですね、各職員の取り組みというのは、もうこういう時代背景ももちろんありますけども相当やはり意識が変わってきて、この情報の収集という面でもそうでしょうけども、この発信についてもそれぞれの担当する仕事の中で、すごく気にして取り組んでいるなというのは感じるころであります。

それぞれの部署で温度差は多少あるのかもしれませんが、全体的なレベルというか、考え方は少しずつ上がってきていると思っております。

先ほども申し上げましたけれども、情報の収集というお話もいただきました。情報の収

集発信について、やはり現状で足りない部分は御指摘のとおりあると認識をしておりますので、体制の強化も含めてしっかりと検討してまいりたいと思いますので、これからも御指導、それから併せて御協力をいただければなと思います。

○議長（上嶋和志）

これで、金子孝伸議員の質問を終わります。

4 番、青砥敏一議員。

○4 番（青砥敏一）

議長の許可をいただきましたので通告どおり一般質問します。

表題としまして、瓜幕自然体験留学センターの改築工事に係る土地等の取得についてということであります。

鹿追町は令和4年（2022年）、国が支援する環境省脱炭素先行地域に指定され、二酸化炭素排出量削減と地域課題解決を結びつけた事業を順次行っているところであります。

この事業において、瓜幕エリアで行われる瓜幕自然体験留学センターの改築工事に係る土地等の取得についてお伺いいたします。

瓜幕自然体験留学センターの改築にあたっては、瓜幕東2丁目の7筆の土地において事業を計画しているところでありますが、当該土地は町有地2筆、民有地5筆で民有地を取得しての事業展開となっております。

この民有地には空き家となっている住宅棟や畜舎等の建造物、その他プレハブ等の工作物が存在しております。通常、公共施設の建設地を選定するにあたり、エリア内の共有地をまず検討の第1候補とし、不適地であれば民有地も含め検討していくことが順序であると思います。

瓜幕エリアでは町有地もあり、民有地においても建物が無いところも見受けられますが、今般の事業執行にあたり、建物等が存在する土地を選定し、取得する必要があったのでしょうか。建物等がある場合は、いずれにせよ取り壊しや撤去を行われなければならない、土地取得費とさらなる経費が加わり、当然的に事業費全体も膨らんでいきます。

町が土地を購入する際には、建物の所有者またはその土地の所有者が取り壊すことを前提とすることや、町が所有者等に代わり取り壊し、撤去を行った場合には、その経費を負担させることなど、一定の考え方を明文化した基準を整える必要があると考えます。

町の土地取引において適正な価格で取引することはもとより、住民から不公平感が生じないよう、また、公共の土地取引が民間の取引に影響を与えないよう、努める必

必要があります。

そこで町長にお伺いいたします。

1 点目、今般の改築を行う場所の候補地や、当該土地に決定した経緯、理由は。

2 点目、土地の取得費は通常取引価格と取引価格と比べるとどのような状況でありますか。

3 点目、町が土地等を購入するにあたり、一定の考え方や基準を示す要綱・取り扱い基準等が整備されていますか。なければ、整備する考えはありますか。

以上 3 点であります。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

青砥議員からは、瓜幕自然体験留学センターの改築工事に係る土地等の取得と題しまして 3 点御質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず瓜幕自然体験留学センターは、昭和 49 年（1974 年）に瓜幕農民研修所として建設されたこの施設を、平成 5 年（1993 年）から留学センターに改築改修をして使用をしているところでありますけれども、建設当初から 50 年が経過をしております、御承知のとおり老朽化が進んでいる状況にあります。

少子化や人口減少が進む中、本町の山村留学制度の取り組みは全国から注目をされております、ここ 10 年間は毎年 6 人から 10 人の留学生を受け入れしております。

今後も同じ程度の利用が見込まれておりまして、この留学生の受け入れを継続するためこれにはやはり新しい留学センターの建設が必要ということで計画をしているということでございます。

また建設地決定までの経緯につきましては、令和 5 年（2023 年）12 月 22 日の議会運営委員会、その後、令和 6 年（2024 年）6 月 3 日の総務文教常任委員会及び 7 日の全員協議会、9 月 17 日の全員協議会、また 10 月 21 日のそれぞれ全員協議会において詳細を議員の皆様へ説明をし、御理解を得ているものと認識をしているところであります。

1 点目の、今般の改築を行う場所の候補地や当該土地に決定した経緯理由については、についてお答えをいたします。これからお話することについては、先ほど申し上げた全員協議会それぞれの段階で詳細に御説明をさせていただいておりますが、御質問いただきましたのであえて再度申し上げておきたいと思っております。

候補地の検討につきましては、現在地での改築が可能か、または他の場所においては既存の施設と同程度の面積 2,000 平米程度が確保できること。

二つ目として脱炭素先行地域の瓜幕エリアで計画中のマイクログリッドに接続可能なエリアであること、

三つとして通学の際に小・中学校へは徒歩圏内であり、かつ安全に通学できること。これらの要件から候補地を絞り込み、現在事業を進めております当該場所を最終的に建設として選定をしたところであります。

2点目の土地の取得費は通常取引価格と比べるとどのような状況かということであります。

建設予定地のうち3筆につきましては、先の6月の定例会で土地購入費 518 万 4,000 円の補正については議決をいただき、令和6年（2024年）3月に 323.99 坪の土地を、坪単価でいうと 1 万 6,000 円で土地所有者から購入したところであります。

一方、近傍の土地取引価格については、これは動いてはおりますけれども、坪単価 1 万 2,000 円前後となっておりますけれども、この売買価格につきましては、所有者との交渉において坪当たり 2 万円の額が当初示されたわけでありまして、所有者と交渉して土地の価格の基準額、これを 1 万 2,000 円といたしまして、その差額を半分 50% ずつ歩み寄るということで、交渉が成立をしているところであります。

3点目の町が土地等購入するにあたり一定の考え方や基準を示す要綱・取り扱い基準等が整備されているか、あるいはなければ今後整備する考えは。これについてお答えをいたします。

土地取得等に対する要綱等については持ち合わせてございません。

土地の取得につきましては、土地所有者との売買交渉を含め、当然土地の条件等が個別に異なることでありますから、一定の基準により決定することは不可能だと思っております。自然体験留学制度の取り組みは行政が主導してきたものではなく、瓜幕の地域住民、学校、それと行政が一体となり進めてきた地域のアイデンティティと言える政策でもあります。

今後も脱炭素の取り組みをうまく取り組みながら、地域の豊かな風土を生かした特色ある自然体験留学制度の推進をさらに進めていくためには、この新留学センターの計画、現在、予定地の計画は適切と考えておりますので、御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。青砥敏一議員。

○4 番（青砥敏一）

1 点目のことですが選定の理由は理解できるのですが、瓜幕地区ですとこの場所に限らず、徒歩圏内であり、町長が述べた条件はクリアできる範囲がもっと広くなるのではないかと考えます。

また、公共事業は基本的には町有地で行うようにし、土地を取得しなければならないものについては、更地を基本とし、他の経費がかからないように、なるべく事業費を低く抑えるよう努めるべきであると考えますが、今回の土地については、土地の使用者が財産放棄した廃屋物置などがあり、それを土地の取得と同時に町が財産として取得してその後、廃屋ですとか物置を 561 万円をかけて町が解体しております。

個人の財産を処分してもらえるのであれば、町内には廃屋問題を抱えている住民の方が多くいられると思いますが、このときに不公平感が生まれるのではないかと思われますが、どうでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

まず、最後におっしゃった公平不公平という問題については、論点が全く違うのではないかと考えています。

同じ廃屋があって、こちらの廃屋を町が解体してあげて、片っぱを解体をしないということではなくて、その場所に建設をする必要があるからそういった手続きを取ったわけがあります。この議論は先ほども申し上げましたが、当然、本会議以前にも詳細にお話をし、それぞれ予算議決等をいただいて、恐らく議決の際は青砥議員が反対をしたというふうには記憶をしておりません。議員さんとしてそういう立場をとれたわけですから、それを今議決をいただいて予算執行して進んでいる事業に対して、このようなかたちで質問がされることについては、私は相当違和感を持っております。

ただ議員さんが一般質問することについては私の立場で止めるわけにはいきませんから、この議論を延々としても、これは建設的な話にはならない。その住民の間の不公平感というのは、今回の件については当てはまる問題ではないと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問、青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

今の答弁なのですが、それは人それぞれ個人の考えがあると思われるのですが、漠然と事実を町民の方が聞いた場合、個人の物を壊したということは事実にあたるわけなので、その理由を明確にしてちゃんと説明すればということになりますので、町民によって不公平感というのは生まれて当然だと思われま

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

個人のものを町が解体をしたのではなくて、町土地を取得して解体をいたしました。そして、もう一つの土地については、元の所有者が解体をしたものを町が取得したということとありますので、形としては町が個人の土地を解体したというのはそれは事実とは違うということを申し上げておきたいと思

○議長（上嶋和志）

再質問、青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

今のことなのですが、個人の廃屋がある土地を町が買ったということですね。言い方の順番が違うだけで取得後すぐに取り壊さなければならない廃屋、物置がある土地を町が購入して、購入後、解体したということなのですが、ちょっと言い方が違うだけで結局は結論はそういう個人の物を壊したと似たようなことだと思いますけど違いますか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

それは順番が違ふと言いますが、町が土地を取得してその上にある土地、廃屋を解体したということですから、それは個人の持ち物を町が解体したというのは決定的に順番が違うので、それは全く御指摘は当たらないと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか、青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

今のことについてはこういう議論を展開してもしょうがないのでいいです。

次に、2点目の通常取引より土地の価格が高いのは、ここに所有者が土地を購入する前に解体した畜舎・豚舎があったと思うのですが、この解体費を通常土地代、瓜幕でいきますと大体1万2,000円で取引されていると言われているのですが、そこに解体経費を上乗せして1万6,000円で購入したと思うのですが、解体費を含めて土地代として購入することは不適切ではないでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

これは土地を売る側と買う側の交渉ですので、最初答弁もいたしましたとおり提示額と町の希望する額には当然開きがあったということで、それは交渉の中で町はその場所を取得したいということですからそれは相手との交渉になるのは通常取引の形態であろうかと思います。

先ほど青砥議員がいまさら議論をしても仕方ないとおっしゃいましたが、今の議論もいまさらこの場でそのことを議論しても私は意味がないと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問、青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

去年の12月の議会運営委員会で町長が最初に話されたのですが、このときは解体費を全額保証してくれと相手方に言われたけど半額で今考えているという、あの議事録に出ていると思うのですが、この解体費を保証したということは事実です。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

解体費を保証する、いわゆるそういう表現がされたかもしれませんが、いずれにしても解体をしないと町は取得できないよという話を交渉しておりましたので、その交渉の経過でそういったことも価格形成にはもちろん考慮をされているということでございますので、何ら問題があると私は思っておりません。

○議長（上嶋和志）

再質問、青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

今のそこの土地のことについては、所有者が事前に解体して町に土地を売却しようとしていたところです。これは通常取引であって問題ないのですが、ただそれを土地買うときに後で解体費を保証すると、繰り返しになりますけど、それ何ら問題ないでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

解体費を保証したわけではありません。土地の取引としてその価格形成の中で、そういった面も考慮したのは事実でありますけども、解体費を保障した形という予算にもなっておりませんし、土地の取得費としてその価格形成の根拠としてそういうお話はさせていただいたかもしれませんが、町が解体の経費の保証をしたということではございませんので、御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問、青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

確認ですが、考慮はしたけど保証はしていないということでもいいですか。

○議長（上嶋和志）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

予算議決を見ていただければわかりますが、公有財産購入費という科目で取得をさせていただきます。保証したのであれば歳出科目も違うところで予算を計上しているので、もう一回青砥議員御自身でお調べになったらいかがでしょうか。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

本来、建物の解体費は当然相手方が支払うべきものであり、たとえ解体費を支払うとすれば明確にして支払うべきであると考えますがいかがでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

青砥議員がどういうふうに思われるかはそれは議員御自身の考え方ですので、ちょっと

繰り返しになりますが、町は土地の購入として予算を計上して、ここは大事で、議会の議決をいただいて今進んでいます。繰り返しになりますが、この議論、非常に私は無駄であると思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問、青砥敏一議員。

○４番（青砥敏一）

私は無駄だとは思っていませんが、こういう議論が町民の方に伝わるのが大事なことで私は思っております。

次３点目いきます。

誰から見ても町が購入する土地はこうであるという文書化された要綱・基準等を整備すべきであると考えます。誰から見ても公平な取引ができるように努めるべきであると考えますが、どうでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

誰が見ても公平な取引とはどういう状況を指すのが私にはよく分かりませんが、土地の取得に限って言えば建設地の要件、今回もそうですけども、こういった建物を建てるからこういった場所が必要か。町有地があればそれを使っていくのは、それはもちろんでしょうけども、その場所にすることによっていろいろ不都合があるのであれば、これは民間の土地でも取得可能なものであれば、そちらの方を取得するというのは、当然いろんな事業の中で臨機応変に対応していく部分であると思います。

議員御指摘のような要綱を作る必要は私はないと思っております。そのためにきちんと議会の皆さんの御理解を得るべく必要な説明をして、価格も含めてこの場所でやる必要性、土地の価格の取引ということもありますから、当然市場近傍の取引価格を参考にしながら当然行っておりますので、繰り返しになりますが、誰が見ても公平な取り扱いというのは、それはなかなか私の方ではそういった基準を設けるのは、それはできないと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問ありますか。青砥敏一議員。

○４番（青砥敏一）

多くの町民が理解できるような土地の取得ですとかを進めていっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

そうおっしゃるのであればそれぞれの予算議決という場所で意見や今のようなお話をする機会は何回もあったはずです。

行政が議決をいただいて今事業を進めているわけですから、住民の方に知っていただくのであれば、それらの予算議決の際にしっかりと議員が考えをおっしゃればいいことで、この段階で議決をいただいて進めていることについて住民に知らせなければならないから質問するというのは、それは議員さんの発言ですから私は止めることはできないと先ほども申し上げましたけれども、それは私としては順序が違うというか、もっと前にこういう本会議の場で青砥議員の考えをおっしゃる場面、それを住民に知らせる方法はいくらでもあったのではないかということをお願いしておきたいと思います。

○議長（上嶋和志）

青砥敏一議員。

○4番（青砥敏一）

はい。今度からそうさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで青砥敏一議員の質問を終わります。

一般質問を続けます。

5番、山口優子議員。

○5番（山口優子）

議長の許可をいただきましたので通告に従いまして一般質問させていただきます。

標題、議員のなり手不足について、町長・行政側での対策は。

全国の町村議会において、新たな立候補者が少ないといった「議員のなり手不足」の課題があり、無投票や定数に満たない町村議会は年々増加しています。鹿追町でも議会議員選挙は、2019年（令和元年）、2023年（令和3年）と2期連続無投票でした。

この課題について鹿追町議会では、全員協議会の中に置いた活性化調査会での議論をはじめ、まちなか会議「カフェでひとこと」で町民との懇談、第三者審議会に議員の定数・報酬についての答申をもらう、浦幌町への先進地視察研修、デジタル化の検討、主権者教

育として鹿追高校への出前授業、来年からは議員塾を開くといった取り組みをしています。

議会議員選挙が行われないということは、住民の政治に対する関心の低下をさらに招き、地方自治の弱体化を招くとされている。つまりこれは、町全体のまちづくりに関わる課題である。しかし、「議員のなり手不足」という課題自体が町民にどれくらい認知されているかどうかは疑問ですし、「議員のなり手不足」という課題辞退が町民にどれくらい任んちされているのかどうかは疑問ですし、私は「議会だけ」が議論している状況に違和感を持っています。現職議員以外の町民や行政側にも考えてもらう課題だと思います。

町長・行政側ではこの課題について、どのように捉えているのでしょうか。何か対策をお考えなのでしょうか。お伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

山口議員からは、「議員のなり手不足について、町長・行政側での対策は」と題して、御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

地方自治体における二代表制と言われます、町民が直接選挙で選んだ首長、本町の場合は町長と議会がそれぞれ独立して存在し、議会と行政が対等な関係において、互いにチェックを行いながら自治体運営が行われているところです。

人口減少社会において、地域における課題が一層複雑化する中であって、議会がその重要な役割を十分に果たすためには、議会が多様な層の住民から選出された議員で構成されることが必要でありまして、民主的に合意形成を進めていく上でも、議会の役割は非常に重要であると考えております。

しかしながら、議員も御指摘のとおり町村において無投票当選とともに、選挙における定数割れが生じるなど、議員のなり手不足の問題が広い範囲で深刻化しており、総務省においては、令和2年（2020年）9月に「地方議会・議員のあり方に関する研究会」を発足しまして、今後の地方議会・議員のあるべき姿や多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策等について研究しておりまして、一つとしては議会の権能の強化等、二つ目は立候補の環境、三つ目は時間的な要因、四つ目は経済的な要因、五つ目としては身分に関する規定の大きく5点を議員のなり手不足の要因としており、また、地方制度調査会においてもいくつかの事項についてさらに検討が行われているところであります。

総務省でも地方議員のなり手不足への対応が喫緊の課題であるということから、令和4

年（2022 年）12 月に地方自治法の一部が改正をされまして、地方議員の兼業規制が緩和されるなど、一部ではありますけれども改善が図られていると認識をしております。

また、全国町村議会議長会においても令和 6 年（2024 年）3 月に「町村議会議員のなり手不足に潜む 3 つの危機」として提言をされており、「町村議会だけでなく、地方自治、ひいては我が国の民主主義の危機につながる問題」と結論付けております。

この中では、なり手不足対策に取り組む基本的な考え方は、議会が主体となって取り組み、なり手不足対策を進めていく旨を対外的に発信し、議会の取り組みに加え、町村、都道府県、国、それぞれの立場において取り組むべき事項を具体的に示しているところであります。

町村におきましては、議会事務局体制の整備・強化、低額な議員報酬の改善などの事項に取り組むべきとしておりまして、本町におきましても、議会側からの要請等もあり、協議の上、管内では数少ない政務活動費の支給、あるいは十勝町村議会議長会が平成 29 年（2017 年）2 月に取りまとめた議員報酬「十勝標準」これらの試算に基づき、平成 31 年（2019 年）5 月とありますが、当時の低減では平成 31 年（2019 年）ということでありましたけれども、実際には令和元年（2019 年）の 5 月、今期の議員さんから報酬額の増額改定、これを報酬等審議会等の意見もいただいて実施させていただいたところであります。

今後、さらなる人口減少や高齢化の進行による人口構造の変容に伴い、地方公共団体の経営資源が制約される中で、住民ニーズや地域課題の多様化・複雑化により合意形成が困難な課題が増大する一方、デジタル技術の発展や、価値観の変化・多様化が進むことが想定されているところであります。

これらの課題に対応した持続可能な地域社会の実現にあっては、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場となる、住民自治の基盤である議会の役割は一層重要と考えております。

今後におきましても、議会を主体とした議会のあり方、議員に求められる役割、多様な層の住民の参画などについて幅広く検討を進めていただき、議会と行政の役割、これを共有し、町の総合計画に掲げる目標に対して、町民の参画を促しながら、お互いに知恵と力を出し合い、豊かなまちづくりのため、連携・協働して進めていきたいと考えております。報酬の改定については、前期の議員さん、今期ではなくて前期の議員さんから適用をしたということであります。ここで訂正をしておきたいと思っております。そういったことでございますので、御理解と御協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。あ

りがとうございました。

○議長（上嶋和志）

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後 1 時とします。

休憩 11 時 57 分

再開 13 時 00 分

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

再質問ありますか。山口優子議員。

○5 番（山口優子）

御答弁ありがとうございました。

会議議員のなり手不足ということに関して、議会だけでなく町長が町側がどういうふうに取り組むかということで質問をしたのですけれども、町長の御答弁では、議会が主体になってみたいことが多かったのではないかなと受け止めました。

議会では先進地、浦幌町議会に視察に行きましたが、浦幌町議会さんでも毎年町長との協議を重ねながら、なり手不足対策とか活性化に取り組んでいるということでしたので、議会だけが考えるということではなくて、町長がどういうふうにお考えになっているのかということ抜きに、この課題を考えられないのではないかと思います、今回一般質問のテーマとして取り上げさせていただいております。

御答弁の中にもありましたけれども、全国町村議会議長会発行の町村議会議員のなり手不足に潜む三つの危機という報告書から引用して、初めに改めて御紹介をさせていただきます。

まずこの議論の前提として町民の皆様とかこれを見ていただいている方にもその前提をちょっと知っていただきたいという目的で引用して紹介をさせていただきます。

なぜ、なり手不足が問題なのかを議会関係者だけでなく、住民や執行部を含む町村全体、都道府県や国といったあらゆる主体が共有することこそ、なり手不足対策の出発点である。

なぜなら、なり手不足は議会のあり方や根幹に関わるだけでなく、将来的な地方自治や民主主義にも影響を及ぼす重大問題であるとの危機感が、現状として十分に認識されていないからである。

そして、なり手不足の原因としては、まず議会の役割や議員のやりがい十分に理解さ

れていないことにより、議員を志す人が減少しているという。なり手に響かない3条件（やりがい、環境、待遇）。

次に、地域が衰退したことによって、議員のなり手を供給する力が衰えてきたことという地域コミュニティの限界、潜在的ななり手の不足、そして落選時のリスク、立候補・選挙に必要な資源の不足、女性や若者の立候補を阻害する要因、選挙資源の格差という立候補・選挙における障壁、この三つがあります。

なり手不足の原因は、議会に関するものだけでなく、地域社会や法制度等にわたって様々な存在し、議会が主体となって取り組むべきではあるが、しかしながら、議会の取り組みには限りがある。全ての町村が危機感、問題意識を持つ必要がある。

独任制の組長と対照的に、合議体である議会は、住民の多様性を反映した存在であることが求められ、選挙を通じて年齢・性別・職業等に偏りのない多様な議員で構成される必要がある。

なり手不足や無投票は、議会の存在意義を脅かすだけでなく、二元代表制の趣旨を損なう危険性をも伴っており、当該町村全体についての危機という側面も有する。

なり手不足の悪循環によって選挙戦の機会がたび重なって失われると、地方自治の弱体化を招く。自身の生活と最も関係する基礎自治体の選挙戦が4年に1度必ず実施されることは、主権者意識涵養の要であるが、その重要な機会がたび重なって失われることは、主権者意識の低下に多大な影響をもたらすとともに、二元代表制の趣旨が損なわれる多大な影響をもたらす。

また、目先の選挙戦実現に固辞した対策は、なり手不足の悪循環を生むことに注意を払わなくてはならない。「選挙のために定数を下げればいいではないか」、「そもそも定数が多いのではないか」といった住民感情から定数削減の動きが生じることがあるが、定数の削減は、合議体である議会が備えるべき多様性に逆行する措置となり得る。

そもそも議員定数とは、地域住民の多様な民意を集約し、政策へ反映させるために何人必要かとの観点に立脚して決めるべきものであり、選挙の有無とは無関係である。

さらに定数削減によって当選のハードルが上がることは、新たななり手の候補の大きな阻害要因となる。

また、人口減少を根拠とした定数削減には合理性がない。将来的な視点を欠く対策は議会の存在意義にも関わる「多様な人材の参画」に逆行し、なり手不足の悪循環を生むため、無投票の根本的な防止策とはならないというふうになっています。

今申し上げたところは私も大いに同意するところでありますが、まず定数について町長のお考えはどのようなことなのかお伺いします。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

まず御質問の中にあつた山口議員さんの御質問で議会だけが議論している状況に違和感を持っているという表現に私は違和感を持っております。

答弁でも申し上げましたが、まず議員のなり手不足の問題については、各級もちろん総務省、あるいは町村議会議長会、あらゆるところで様々な角度から議論をされております。

そしてもう一つ、議会自身でも、第三者審議会等の機関を設置されて、町のほうでもその取り組みに対して予算も計上をさせていただいているところであります。

町が何もしないという御指摘は、私は当たらないと思っております。首長というか町長が、議会のあり方について頭越しにこうすれあすれという関係にはないと私は思っておりますから、この第三者審議会でも、議員定数のあり方も恐らく議会の内部で議論をして、審議会のほうから恐らく答申みたいのを得ているのではないかと私は承知をしております。その中で定数のあり方についても答申があつたと私は聞いておりますが、この答申について公式に町のほうにお知らせをいただいた事実は私の勘違いでなければ、詳細の内容を御報告をいただいたこと、現状にもないと思っております。

私は定数とかの問題について、議会の皆さんと議論することに何ら躊躇ありません。

ただ、私の立場で議会の組織のあり方、定数について私なりの考えはあります。ありますけれども、それを私が例えば定数5がいいとか10とかいいとかという立場にはなくて、定数については基本的に議会の中で議論して決める問題ですから、過去には自治法に定数の目安はありました。今それはありません。

それは議会の皆さんがしっかり議論をして、議員提案で議員定数の条例を作るわけですから、私の考えをこの場所で申し上げるのは適切ではないと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

分かりました。一番最初の御答弁の中で、鹿追町においては議会と協議の上、政務活動費を支給し、十勝町村議会議長会の議員報酬「十勝標準」の試算に基づき、2019年（平成

31 年) から報酬額の増額改定を実施させていただいたという御答弁がございました。ここをちょっと補足いたしますと、十勝町村議長会が取りまとめた議員報酬「十勝標準」に基づきとなっていますが、実際は基づいてはおりませんでした。なのでちょっとここは補足させていただきます。

それでこの 2019 年(平成 31 年)の話というのがもう 5、6 年前に決定したことで、その後 2 期連続の無投票ということになっております。長らく報酬は減らす方向、定数も減らす方向ということで進んできた時代が終わりまして、定数は減らすけれどもその分報酬を増額してはどうかというような議論が全国の町村では多いです。

町長おっしゃっていただいたように、議会の第三者審議委員会においてもそのような答申が出されました。ただ第三者審議委員会としてのお考え、議会としての考え、または議員個人としての考え、町長のお考えがそれぞれあるわけですから、それは全部議論の場に出して話した方がいいのではないかと私は思っておりますので、町長のお考えはあってもこの場で議論するのはそぐわないというお話だったのですが、私はこの場こそそういうことを議論する場ではないのかなと思ったのでこういう話をしているわけです。

まず町長側でも特別職の報酬等審議会をお持ちですし、こういう経費がかかること、お金がかかるということは、定数の問題にしても報酬の問題にしてもやはり行政側がどういうふうにお考えなのかということを抜きに話は進められないと思いますし、もちろん町長が上からこうだあだということは申し上げられないとおっしゃったように、そうなのですけれども、お互い意見を出し合って議論するものではないのかなと思います。

定数については議会のほうでというお話でしたけれども、その報酬についても同じようなお考えをお持ちなのかどうかお伺いします。

○議長(上嶋和志)

答弁、喜井知己町長。

○町長(喜井知己)

まず 2019 年(平成 31)の報酬改定、「十勝標準」のお話をちょっとさせていただきますけれども、十勝標準のそのままのとりの改定ではありません。それを基本的に参考にして、それに基づいて報酬等審議会に御意見をいただいて改定をしたということであります。

十勝標準の算出の中には、首長とそれから議員さんの活動日数の比較をしながら、その比率を基本にというのが考え方の中心であったと思っております。

それと、この議員報酬については当然町だけのことでなくて、十勝管内における数字

というのも、当然自治体の規模等も参考にしながら報酬の改定というのは当然考えていかねければなりません。そういった中でも、十勝標準の考え方を極力尊重して、その後報酬の改定があった町もございましたけれども、現状においても本町の議員さんの報酬については決して低い位置にはありません。

ただその額が適当かどうかというのはまた別な問題で、これは議員さんの報酬が例えば本町が十勝の1番になるということでは、なかなか額の妥当性は別にして、それこそ住民の皆さんの理解は恐らく得られないでしょうし、報酬の審議会の皆さんの委員さんも、それはそうだなということには多分ならないと思います。

議員さんの報酬についてはこれは私が決めることではなくて、報酬審議会の方に最終的に決めていただく問題であります。ただ、それに基づく数字の額というか、これぐらいはいかがでしょうかというようなお話には多分なろうかと思います。審議会の皆さんに一つから積み上げてというのは現実的なことではありませんので、それについてはやり方はそういう方法だと思っています。

それで、またちょっと話が戻りますが、議会の考え方として第三者機関である皆さんの意見を聞いて答申を受けて、そして議会で議論も多分されているのだと思いますが、そういった中で、町長もそれに加わっていろいろ議論をしようではないかというお話をいただければ私はいつでも出ていきます。そうでないところに私が「どうなっているのだ、俺も入れて」というような、そういうことでは私はないと思っていますので、そういったない中で、この場所で、あなたの考えはどうなのだという議論はこの状況では適切でないと申し上げているだけで、別に私は議論を避けているわけでもありません。

ただ前提となる議員さんの皆さんの、内部での考え方なども、私はそれぞれ議員さんの皆さんのお考えを詳しく承知はしておりませんので、そういった中であり方がどうなのだという議論は、そういう段階では適切ではないと申し上げているということでもありますので御理解をいただければと思います。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

はい。分かりました。私個人的にはぜひ議員の全員協議会の方などで、今後、引き続き町長のお考えなどをお伺いできたらと思っています。

また話が全国町村議会議長会の報告書に戻りますけれども、そこで述べられている「町

全体、村全体で取り組むべきこと」の中の執行部との協働という部分があります。そこで、言われていることは三つありまして、「議会事務局体制の整備強化」「特別職報酬等審議会委員への議会の実情に明るい人物を登用」、三つ目は「町が実施する主権者教育における議会との連携」となっています。

「議会事務局職員の任命権は議長にあるが、現実には人数や人選面で執行部の理解や協力が不可欠である。専門知識を身につけた人材によって議会のデジタル化を進めなくてはならない現在、その必要性はさらに高まっている。議会の重要性を念頭に、首長と議長による協議を経て、自治体の中で適正な人員配置が行われなくてはならない」。というふうにされています。議会事務局の体制については、今一人足りないとは認識していますがそのあたり町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

議会事務局、私もその報告書を持っていますからそういう記載もございます。議会の体制・人事についてはこれは当然議会議長さんといろいろ相談の上、人事の異動もそうだし、体制のことについてもそうであるかなと思っております。

またデジタル化全般につきましては、今DXの中でも取り組んでおりますし、一番大きなところは議事録等々についても、そういったものを取り入れながら、できるだけ省力化を図って事務が進められていると思っております。

この体制については、いろいろときの議長さんと相談をしながら、体制・人員を配置しているわけでありまして。現状においてももちろん人員が多いことには越したことはないと思っておりますが、当然全体の人員にも限りがあるという中で、今の体制でお願いをしているわけでありましてけれども、そういった中で不都合があるのであれば、それは議長さんと相談しながら対応していくということに変わりがないのではないかと考えているところであります。

はい、以上です。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

この課題を考えるときに、一番最初に言われることは「議会が町民に議会の役割ややり

がいを知ってもらうような活動が重要である」ということがもう最初に言われます。町民に議会を理解してもらうことが何よりも大事であると言われます。

議会が行っている広報広聴活動の中で広報部会を置き、議会だよりを議員と事務局とで作っていますが、議会だよりを作るための研修というのも毎年札幌で行われています。そういった研修に参加しますと町民に読んでもらうための工夫をあれこれする、写真の撮り方はとか文字の大きさはとか、そういう研修を受けるわけですが、そのためには広報紙にデザイナーを入れて見栄えをよく、読みやすく、分かりやすくするというようなアドバイスをいつもされます。研修を実施する場合にも例えば議会モニター制度などを導入するですとか、タブレットパソコンを議会に導入するとか、そういうことがあっても費用の問題が常にあり、必要な活動が十分にできていないと私は思っております。

議会としても、委員会の研修を減らすなど、町の行政財政改革に御協力をさせていただいているというつもりではありますが、やはりどうしても経費の問題というのがあります。

また報告書に戻りますけれども、議会報告会、住民懇談会等の費用、なり手不足を住民に訴えかける広報活動には、印刷費、配送費をはじめとした諸経費が必要になる。政策モニター・議会モニター制度を導入するにあたって委員に対する相応の費用弁償が欠かせない。また、研修の費用、議員のなり手講座の開設等、取り組むべきことが山積する中で費用の問題は避けて通れないとなっております。

議会活動に関わる経費についての考え方をお伺いしたいと思うのですが、先ほど第三者審議委員さんの費用弁償などのことでもその御協力をしているという町長のお話でしたけれども、今後いろいろと経費がかかってくるようなことに関しての考え方についても改めてお伺いしたいと思います。

○議長（上嶋和志）

答弁、喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

当然、議会の意思として町民の人たちに議会の活動を知ってもらう活動を進めるための経費というのは、それについてはきちっと御説明をいただければそれは当然予算措置はさせていただいていると認識をしております。

例にあった議会広報のことですけれども、それは議会広報だけに限らず、町の広報でも同じことが多分言えるのではないかと思います。

町全体の事業で、全般どこを見渡してももっとお金をかけてよくできることは、それは

数限りなくあるかと思います。それを全部やっていると、いくらお金があっても足りませんから、その辺は町の全体の予算、そしてその事業の必要性をしっかりと検証をして、これだけお金がかかるけどやはりやる必要があるなということであれば当然それは何とか財源を確保して取り組んでいくというのは、町全体の事業に通じることだと思っております。

特に今の議会広報のあり方、研修のあり方などについては、私はできれば議会の中でしっかり議論をしていただいて、皆さんがこうあるべきだというふうにお話をいただくのであれば、それはただ議員さんがそうだから全部そのまま予算がつくかどうかというのは別な問題ですけれども、そういった議会全体の考え方がまとまってお話をいただけるのであればそれは当然御相談というか、協議も乗れます。特に広報について広報委員会をお持ちでやっているわけですから、それはしっかりと私は議会内部で議論をしていただいて、私どもに言っていただければというか、それこそ協議をして進めていくものではないかなと思っております。

○議長（上嶋和志）

再質問。山口優子議員。

○5番（山口優子）

分かりました。町長のお話を伺って感じたのは、議会の中ではあれこれと議論は進んでいると思っているのですけれども、やはりそれを議会の側から町長側へ逐一お伝えするというところにもちょっと議会としても努力しなければいけないのかなと思いました。

個人的な考えとしては、今後のこういうなり手不足とか言う協議の場にもぜひ町長も参加していただいて、もちろん議長と御相談の上ですけれども、そうして議論を先に進めたいなと感じました。ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

ちょっと誤解していただきたくないと思うのは、逐一報告してほしいというふうに私は申し上げておりません。議員さんの質問で、議会だけがやっていることに違和感があるとおっしゃるので、私はそういうふうにお答え申し上げたのですが、町はこのなり手不足について何もしないと1回も言ったことがありません。

それで町がやるべきことはもちろんあると思いますが、町が先に走って議員のなり手不足云々について行動をするのは、それは私はちょっと違うと思っています。

町は町で、先ほどの予算の問題だとかいろんな面で一緒にやっていけることたくさんありますし、議会の報告会に私も出れというのであればそれは出てもいいです。

ただ、それは議員さんとしての活動という部分もあると思いますから、それに首長の立場でいやいやと出ていくのはどうかという観点で申し上げているだけであります。

いずれにしてもこのなり手不足のことについて議論に参加するのは全然私やぶさかでないということは再三申し上げているとおりでありますので、議会からお話をいただければ、私はいつでも議論に、私が参加していい議論であれば参加をさせていただきます。

○議長（上嶋和志）

これで山口優子議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 13時30分